

2021年10月20日

大阪市北区鶴野町3番10号
株式会社ハークスレイ
代表取締役 青木 達也

大阪市北区鶴野町3番10号
株式会社ほっかほっか亭総本部
代表取締役 青木 達也

株式会社ハークスレイと株式会社ほっかほっか亭総本部
との吸収分割に関する事後開示事項

(分割会社/会社法第791条1項1号及び会社法施行規則第189条に定める書面)

(承継会社/会社法第801条3項2号及び会社法施行規則第201条に定める書面)

株式会社ハークスレイ（以下「吸収分割株式会社」といいます。）及び株式会社ほっかほっか亭総本部（以下「吸収分割承継株式会社」といいます。）は、両社の間で2021年5月31日に締結した吸収分割契約（以下、「本件分割契約」といいます。）に基づき、2021年10月20日を効力発生日として、吸収分割株式会社から吸収分割承継株式会社に吸収分割株式会社の店舗運営事業及びそれに付帯する業務全般（以下、「本件事業」といいます。）に関する権利義務の一部を承継させる吸収分割（以下、「本分割」といいます。）を行いました。

本分割に関する会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条及び第201条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2021年10月20日

2. 吸収分割株式会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続及び同法第785条、第787条並びに第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について

吸収分割株式会社において、会社法第784条の2の規定による請求を行った株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第785条（反対株主の株式買い取り請求）の規定による手続の経過
吸収分割株式会社は、会社法第784条第3項の規定に基づき、2021年9月28日付で、吸収分割会社の株主に対し本吸収分割をする旨の通知を行いました。同条第1項の規定により同条の規定による請求を行った株主は存在しませんでした。

(3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

吸収分割株式会社において、新株予約権買取請求の対象となる新株予約権者は存しないため、会社法第787条の規定による手続きは行っておりません。

(4) 会社法第789条（債権者の異議）の規定による手続の経過

吸収分割株式会社は、吸収分割承継会社との間で本分割において重疊的債務引受を行っているため、会社法第780条の規定による手続きは行っておりません。

3. 吸収分割承継株式会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続及び同法第797条並びに第799条の規定による手続の経過

(1) 会社法第796条の2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について

吸収分割承継株式会社は吸収分割会社の完全支配子会社であるため、会社法第796条の2の規定に定める請求はありませんでした。

(2) 会社法第797条（反対株主の差止請求）の規定による手続の経過

吸収分割承継株式会社は吸収分割会社の完全支配子会社であるため、会社法第797条の規定に定める請求はありませんでした。

(3) 会社法第799条（債権者の異議）による手続の経過

吸収分割承継株式会社は、会社法第799条2項の規定に従い、2021年

9月16日付官報によりその債権者に対し異議申述公告を行いました。設立後間もないため知れたる債権者もないため、本分割に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継株式会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継株式会社は、本分割の効力発生日である2021年10月20日をもって、吸収分割株式会社から、本件分割契約に従い、吸収分割株式会社の本件事業に関する権利義務の一部で、本件分割契約の承継権利義務一覧表に記載された本件事業に係る資産及び負債並びに契約上の権利義務及びその地位を承継しました。

本分割に際して吸収分割承継株式会社が吸収分割株式会社から承継した資産の額（概算値）は5858百万円、負債の額（概算値）は5672百万円です。

5. 会社法第923条の変更の登記（吸収分割の登記）をした日

2021年10月21日変更登記申請予定

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙：吸収分割効力発生日変更契約書

吸収分割効力発生日変更契約書

株式会社ハークスレイ（以下「甲」という。）と株式会社ほっかほっか亭総本部（以下「乙」という。）は、甲乙間において締結された2021年5月31日付吸収分割契約（以下、「原契約」という。）つき、以下のとおり変更契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、原契約第6条に定める効力発生日を下記の通り変更するものとする。

変更前	2021年10月1日
変更後	2021年10月20日

第2条 その他の事項については、原契約の通りとする。

以上

本契約締結の証として本書2通作成し、甲乙各自署捺印の上1通ずつ保有する。

2021年9月7日

（吸収分割会社）

甲

大阪府大阪市北区鶴野町3番10号

株式会社ハークスレイ

代表取締役 青木達也



（吸収分割承継会社）

乙

大阪府大阪市北区鶴野町3番10号

株式会社ほっかほっか亭総本部

代表取締役 青木達也

